

令和4年度第3回南魚沼市上下水道審議委員会

令和4年8月23日(水) 9:30~11:35

南魚沼市役所 本庁舎 2階 応接室

出席委員 7名

小野塚昭治、上村博嗣、山口隆志、阿部美知子、原澤貢、桑原廣美、川上梨恵子

欠席委員 3名

参与 1名

米山信男税理士

上下水道部 7名

(林市長)、内藤上下水道部長、上村水道課長、河邊水道業務係長、斎藤施設主幹、秋山工事主幹、鈴木主任

議 事 録

【開会】事務局

1. あいさつ(市長)

~~(その後、公務の都合により退席)~~その後、議事審議のため退席(R4.9.16訂正)

2. 議 事

会 長：議事(1)水道事業水道料金改定の審議(第4回)について事務局から説明願います。

水 道 課 長：資料1「南魚沼市水道事業水道料金改定の審議」により、審議を始めさせていただきます。2P 1. 前回の審議について確認 (1)現行用途料金(公衆浴場)からです。なお、(4)現行用途料金(臨時)まで続けて説明しますが、新たなお意見については、まとめて確認していただけるとありがたいです。公衆浴場料金については、公衆衛生の向上に寄与することを目的に旧六日町の水道料金の考えを引き継いだものでした。審議は、まず事務局の改正案を示したうえで、この度の料金改定において、継続か廃止の方向性を判断していただきました。結果は、地域性を考慮して、一般用メーター口径25mm以上の平均改定率を参考に料金の見直しを行い、公衆浴場料金を継続する方向性を了承していただきました。

なお、改定にあたり意見をいただきましたので、附帯意見として記載しております。

- ・ 公衆浴場は、補助金が交付されている事業者もいるので、例外は必要ない
- ・ 例外を設けず、シンプルな料金体系が望ましく、段階的に廃止して、一般料金を適用することが最も実務的ではないか
- ・ 一般会計からの繰入金により、極力改定率を抑え影響の少ない改定を進めるようにすること

以上、現行用途料金公衆浴場について、取りまとめました。

次に 3 P (2)現行用途料金（温泉旅館）に移ります。

温泉旅館料金については、温泉資源を活用して四季観光の振興を図ることを目的に、こちらも旧六日町の水道料金の考えを引き継いだものでした。結果は、地域性を考慮して、一般用メーター口径 25mm 以上の平均改定率を参考に料金の見直しを行い、温泉旅館料金を継続する方向性を了承していただきました。

なお、改定にあたり意見をいただきましたので、附帯意見として記載しております。

- ・ 試算の値上がり額を宿泊者数で割れば、そんなに影響がない印象がある
- ・ 公衆浴場と同様に、段階的に廃止して一般料金を適用することが最も実務的になる。水道料金体系は例外をつくらないように努めること
- ・ 値上げ幅は、できる限り抑え、使用者の理解を得られるように説明に努めるようにすること

以上、用途料金温泉旅館について取りまとめました。

続けます。4 P (3)現行用途料金（旧簡易水道一般）です。

大和町と塩沢町で簡易水道の認可を受けていた、後山、辻又、栃窪、岩之下、清水の 5 地区について、平成 20 年度に上水事業との統合に際して、料金緩和措置で特殊料金の設定を行いました。すでに 10 年を経過している料金で、現在の給水件数は 170 件になります。審議の結果は、改定で負担の増えるメーター口径 25mm 以上の使用者 6 件については、メーター口径の

変更を促し、旧簡易水道一般の用途料金を廃止して、一般料金を適用する方向性を了承していただきました。

なお、改定にあたり意見をいただきましたので、附帯意見として記載しております。

- ・上水道統合に際して、地区と取り決めがある場合は、配慮すること
 - ・使用者の理解を得られるように説明に努めるように、との意見でした
- 以上、用途料金旧簡易水道一般について取りまとめました。

前回の審議について確認の最後になります。5 P (4)現行用途料金(臨時)です。

工事現場など一時的な給水が必要になる施設に対して、一般用と区別して、臨時料金を設定しております。この臨時料金は、水道加入負担金の納付が必要ない代わりに一般用に比べ、割高に設定された料金になっています。審議の結果は、一時的な使用に対する取扱いなので、料金据置きで継続する方向性で了承していただきました。

なお、改定にあたり意見をいただきましたので、附帯意見として記載しております。

- ・臨時料金の金額根拠を明示すること
- 以上、用途料金臨時について取りまとめました。

内容の相違や質問、追加のご意見がありましたら、伺います。

会 長：1. 前回の審議について、意見や質問はありませんか。

A 委 員：公衆浴場で交付金が支給されているということですが、年額の交付額はいくらですか。

水 道 課 長：水道課で公衆浴場として認められている施設が3件あります。このうち、公衆浴場法及び物価統制令に基づき交付金を受けている施設で交付金を支給している施設は1件あります。令和4年予算書に計上してある金額は、県補助30万円を確認しています。

会 長：ほかに質問などありませんか。

委 員：「なし」

会 長：前回の審議内容については、これでよろしいでしょうか。
委 員：「異議なし」

会 長：次に、2. 料金設定で検討すべき項目 (1)水道料金改定率の詳細について説明願います。

水 道 課 長：資料16 Pをご覧ください。2. 料金設定で検討すべき項目 (1)料金改定率の詳細についてです。左側、黄色、黄土色で、確定の基準料金を表示しています。この料金表の25mm以上の基本料金について、赤い点線で囲まれ黄色で表示され記載がありますが、平均的な使用量で値上げ率が同レベルになるように調整して金額を設定しています。ここで言う、改定率は、メーター口径ごとの平均使用量における改定率を示しているもので、13mmでは16m³、25mmは42m³、40mmは116m³、50mmでは255m³を使用した時の料金が、現行料金に比べどの位、値下げ、値上げするのかを率で表しています。もちろん、使用量は、使用者、営業形態、季節によって異なりますので、実際は様々な率で改定の影響を受けることになります。

資料右側、先ほどの平均使用量の改定率のほか、10m³、30m³、50m³の改定率を表示しています。値下げになる13mmは使用量が少ないほど値下げの割合が大きくなります。25mm以上は、基本料金が値上がりしますので、使用量が少ない方の値上げの割合が大きくなることがわかります。25mmを10m³使用で改定率137.0%、以下30m³44.6%、50m³26.1%となります。同じように40mmを10m³使用で391.9%、30m³129.5%、50m³77.1%、50mmを10m³で870.3%、30m³289.0%、50mm172.8%となります。ここには代表的な口径と使用量を表しましたが、資料2に全体の改定率を示しています。また資料3で、代表するメーターについて、使用量と件数の分布をグラフにしております。改定の割合を大きく受ける方がどのくらいいるのかイメージしていただくためのグラフになっています。この表で注視していただきたいのが、25mm以上の大きなメーターを設置していても、使用量が少ない方が多いことです。これは、現行基本料金が13mmでも50mm、100mmでも同額であり、昔よりも極端に使用量が減っても、営業をやめて使用形態が変わっても、メーターサイズ

の変更を検討する必要がなかったためと考えています。メーターは8年に1度交換することが法律で決まっていますし、大きくなればメーター本体の価格も高くなり市の負担も増えることから、メーターサイズの変更を検討していただきたいと考えておりますので、みなさんに検討を促す、お知らせしたいと思います。

水道料金改定率の詳細について、質問、ご意見がありましたら、伺いたいと思います。

会長：(1)水道料金改定率の詳細について、意見や質問はありませんか。

A 委員：前回都合により欠席したので。従量料金の料金が1 m³～10 m³まで、77円、11 m³以上は242円になっていますが、その単価の根拠を教えてください。

上下水道部長：従量料金については、水道の考え方として、基本的に水を多く使用しても、少なく使用しても、242円です。今回、口径が13mm、20mmの1 m³～10 m³までの従量料金を242円にすると、実際には値上げになってしまいます。一般家庭の使用者の方は値下げをしたいという前提で、この単価を使用しています。この単価については、何度もシミュレーションを重ねた結果、このバランスが一番よいと判断しました。

現在の水道料金は、全部一律料金でしたので、どの口径のメーターを使用しても料金には関係ありませんでしたが、水道料金改定後は、メーターの口径毎に水道料金をいただくこととなります。メーターの口径が大きくなれば、高い基本料金になりますので、実使用量にあった、口径を選んでもらいたいのが趣旨です。大きいメーターを使用していれば、当然、高い使用料金になるのが前提です。

例えば、冬旅館業を営業し、大量の水道を使用するため、50mmのメーターを設置していたが廃業したことで、一般家庭の水道使用量となった場合、今までは口径が大きくても料金には影響はありませんでしたが、料金改定後は、口径毎に料金を設定するので、高い基本料金をいただくこととなります。今後は、使用量に応じたメーターを見直す良いきっかけになってもらいたいです。

会長：メーターの口径を変更することにより、経費の節減を図るメリットもあると

ということですね。

上下水道部長：水道使用者、事業者の双方においてもメリットがあります。

会 長：(1)料金改定率の詳細についての説明ですが、よろしいでしょうか。

委 員：「了承する」

会 長：次に、(2)要望書の検討について説明願います。

水道課長：7P (2)要望書の検討をご覧ください。資料左側に要望書の写しを表示しました。社会福祉法人南魚沼福祉会より、福祉事業に新たな用途区分を設け、安価な料金を設定する要望書が提出されました。南魚沼福祉会を取り巻く状況を表にしてみました。

- ・福祉事業は、市民生活における重要な役割を担っているが、営利を目的としていない事業である
- ・高齢者、障がい者福祉に大きく貢献している
- ・現下の原油価格・物価高騰が、経営に影響を与えているが、利用料単価が3年据置かれ、収入に上限がある
- ・福祉事業に対しては、補助金、公費補助の適用がある
- ・水道事業で助成することが適正か
- ・いま目指している水道料金は、例外を設けず一律料金などを検討して方針を決めたいと思います。

次に8Pをご覧ください。上の段から、南魚沼福祉会10件の給水契約があります。そのうち使用量が多いのは入居型施設3件になりますが、代表的な2施設AとBについて現行料金と新基準料金、新温泉旅館で試算したものが中段の表になります。

A施設は、メーター40mm、最新の使用量が1,293^m、新基準料金とは、年額で54,096円の値上げとなります。温泉旅館の料金を仮に適用すると年額732,036円値下げになります。同様にB施設は、メーター75mm、使用量672^m、新基準料金では年額654,144円の値上げ、温泉旅館適用で年額208,620円値下げとなりました。

事務局としては、市内に介護施設が50施設、障がい者福祉施設が15施設あることを把握しております。その平均月が約500^mで、メーター口径は20mmから50mmまで様々でした。福祉事業は事業内容が多岐にわたり、

対象要件を特定することが複雑であり、可否の判断が難しくなると考えております。できる限りわかりやすい料金にするためには、課題があると判断しています。また、福祉施設ですので、料金の減収分は、一般会計繰入金を充てるべきと考えています。したがって、他の大口使用者と同様に取扱い、大口使用者全体の値上げ緩和のために繰入金を充てた方が、より広く、繰入金があるにつながるものと考えておりますが、

審議委員会の意見を伺います。合わせて、改定の方向性についても意見のとりまとめをお願いします。

会長：(2)要望書の検討について、意見や質問はありませんか。

A 委員：福祉施設については、利益を上げる団体ではないので、電気料金値上げとなり経費削減に苦慮しています。当然、施設に入所している方がいると、エアコンも使用しますし、ある一定の温度設定をしなければなりません。このため、福祉施設に温泉旅館のような料金設定があればよいと個人的に思います。ですが、課長の説明にもありましたが、今回の水道料金改定では是非一般会計からの繰入金を何とかお願いをして、大口使用者の激変緩和をしてもらいたいです。

米山税理士：質問ではないのですが、8Pを見ていて感じたことがあります。福祉関係等の施設で、現行料金、新基準料金、新温泉料金と比較するととてもわかりやすいです。特に温泉旅館はかなり優遇されていることが分かります。審議中、ぶり返すことは良くないのですが、改定率を考える余地があると思います。次に、資料2の口径別改定率基準料金を見ていると、大きい口径はよいが、口径が13mm、20mmについて、平均に近い使用水量の水道料金の差額の金額が少ないです。例えば20mmの10m³ですと、△7円となっています。水道料金を下げたことにはなりますが、△7円の差しかないのです、この辺はもう少し政策的に何とかならないでしょうか。

上下水道部長：そうですね、20mmで10m³の使用料ですと、7円しか下がらないということになっています。改定するならば、何か1つ大きな政策をだしてはどうかという中で、料金改定案をいくつも検討してきました。その中で県内の平均の水道料金にしてみたところ、大口使用者の水道料金が5割値上げという試

算になりました。それでは、値上げ率が大きすぎいかかなものかと思います。小さい口径と、大きい口径のバランスがいいのは、この案ではないかと考えています。今回は、口径別水道料金体系への変更することが趣旨となっています。また、詳細な改定については、次回の改定時に検討したいと思います。

米山税理士：おっしゃるとおりだと思います。例えば0 m³～10 m³の中で検討するなどテクニク的なことを検討してもらいたい。この水道料金改定で△7円はマイナスですが、実際マイナス幅が少ないため、再度シミュレーションをしてもいいかと思います。

会長：米山税理士の言うとおりにと思います。次につながるように、口径別でシンプルな料金改定を目指しているということであるものの、1回の改定では実現できないということなので、やむを得ないことかと思えます。米山税理士の意見も踏まえた中で進めていってもらいたいと思います。

会長：(2)要望書の検討について、事務局の方針を承認してよろしいでしょうか。

委員：「異議なし」

会長：次に、(3)福祉減免制度の検討について説明願います。

水道課長：資料9Pをご覧ください。(3)福祉減免制度の検討に移ります。

福祉減免制度は、平成24年度から実施され、現在も継続適用中です。住民福祉の向上と割高な水道基本料金の負担軽減のため、市県民税が非課税であり、高齢者（65歳以上）のみで生活する、生活保護を受けていない世帯に対して、上水道基本料金2,460円から1,305円、旧簡易水道基本料金2,246円から1,196円を減免するものです。これまで、10年経過して、累計9,753万円の減免を実施しています。減免制度は、一定の期間内の適用で他の手段で目的を果たすことができれば、適用をやめるべきと判断していますが、この度の料金改定によって、基本料金の考え方が大きく変わり、使用量の少ない世帯の負担は、高齢者世帯だけでなく広く継続的に軽減されることとなります。

10Pをご覧ください。福祉減免を受けている世帯について、最新の使用量をグラフにまとめました。対象は595件です、そのうち、10 m³以下の使用量の世帯で、青い棒グラフ使用量0～4 m³が104件と5～9 m³219

件の合計323件は、全体の54%でした。基本料金によって割高な負担をしている世帯は半数程度にとどまることがわかります。

それでは、新しい基準額で同じように福祉減免を続けた場合、どの位の減免額になるかといいますと、グラフの下の表、595件のメーター口径の内訳と減免年額の試算を表示しました。年約590万円の減免になります。ここで、注意したいのは、13mm、20mmについては、すでに基本料金が値下げになっていますので、現行の減免後基本料金1,155円が改定基本料金減免後814円となり、今までに増して減免額が大きくなることがわかりました。また、グラフの使用量が20m³以上になっている世帯も49件あることから、福祉減免の本来の目的から外れる使用形態も認められています。事務局では、改定により広く負担軽減が図られることから、時限的な福祉減免制度は終了したい方針です。

それでは、審議委員会の意見を伺います。合わせて、改定の方向性についても意見のとりまとめをお願いします。

会 長：(3)福祉減免制度の検討について、意見や質問はありませんか。

米山税理士：確認ですが、減免の要件は、市県民税が非課税世帯で、65歳以上のみで生活している世帯ということですね。また、生活保護世帯は対象外ということなので、非課税世帯でも、若い人は該当しないということですね。

水道課長：はい、そうです。

米山税理士：福祉減免を受けている人の中に、40mmの方が1件いますが、商売か何かをしていた方でしょうか。

水道課長：40mmの水道使用者ですが、昔は医院をされていて閉院されています。また、25mmの3件については、旅館業をされていたと思います。

米山税理士：これは、先ほど水道課にて説明がありましたが、口径変更をして改善していくということが前提になるのではないかと思います。また、10m³～20m³の水道使用者も全体の半分を占めていますが、水道の使用量が多い世帯もあるようです。この世帯は65歳以上の夫婦だけで住んでいるのではなく、ほかの家族も住んでいるのでしょうか。

水道課長：水道課では、福祉減免に係る世帯については、住民登録で確認していますが、

なかには、65歳以上の夫婦とその親が含まれることがあります。このため、一緒に若手夫婦が住んでいるかどうかは、現状を調査しているわけではないため、わかりません。あくまでも住民登録上で審査をしています。

米山 税 理 士：事務局の案のとおり、時限的な福祉減免は廃止する方向で賛成です。個人的には、減免するのであれば、半分以上の人が10m³未満なので、10m³までは減免料金、それ以上は通常の水道料金にしてもよいと思います。

会 長：B委員何かありませんか。

B 委 員：事務局案でよいと思います。

上下水道部長：補足します。水道の使用水量の10m³、20m³という話が出ましたが、一般的に1人の人が1か月使用する平均水量は、7m³から9m³と言われています。1m真四角のタンク7杯分です。高齢になれば、少なくなると思います。65歳以上の減免を受けている方は、2人と考えると、7m³×2人＝14m³、デイサービスを利用している高齢者等については水量がもっと少なく、5m³×2人＝10m³ほどになります。従って、福祉減免は10m³以下の使用者を減免したい考えです。先ほど、課長より説明がありましたが、使用量が10m³以上については、特別な減免措置、税金で補てんする減免措置には、疑問があるため終了したいと思います。

会 長：C委員何かありませんか。

C 委 員：65歳以上になれば、今は誰でも福祉減免が受けられるのですか。

上下水道部長：65歳以上で非課税であれば、水道の基本料金が半分になります。副業などで収入があり支払い能力がある使用者については、該当しません。改定後は、使用量によって水道料金をいただくこととなりますので、金額は違いますが、水道量が少ない使用者については、水道量に対応した水道料金体系となり、福祉減免の金額とはいきませんが、ある程度はカバーできると考えています。

会 長：D委員何かありませんか。

D 委 員：事務局案でよいと思います。

会 長：E委員何かありませんか。

E 委 員：福祉減免については、事務局案でよいと思います。13mm、20mmは一般家庭で使用していると思いますが、大口径については、どのような方、例えば飲食店などが使用している説明があると分かりやすいかと思います。

上下水道部長：口径別に13mm、20mmは一般家庭、25mmは営業している方、50mmは事業所となっています。対象者がわかるような資料作成を進めていきます。

会 長：F委員何かありませんか。

F 委 員：多方面から検討されていることから、事務局案でよいと思います。

会 長：(3)福祉減免制度の検討について、事務局の方針を承認してよろしいでしょうか。

委 員：「異議なし」

会 長：福祉減免については、福祉減免を終了するということが強調されることのないように、工夫してもらいたい。家庭用で使用量の少ない方については、料金改定で値下げされているということの説明が必要だと思います。審議委員会の真意が伝わるようにしてもらいたい。

上下水道部長：更に工夫をしていきたいと思っています。

《休 憩》

会 長：再開して、(4)リゾートマンション料金の検討について説明願います。

水 道 課 長：資料1 11Pをご覧ください。(4)リゾートマンション料金の検討です。表を順番にご覧ください。市内には、石打、中之島地区に5棟のリゾートマンションがあります。最新の給水件数は、2,822件で、メーター口径は13mmが2,601件で最も多いものになっています。最新の使用量、令和4年3月から5月まで月の使用量10m³以下は、2,822件のうち98.7%にあたる2,784件でした。基準料金を適用すると年額約2,000万円の減収となります。

リゾートマンションの計画は、畔地浄水場の建設時にも考慮され、施設規模の決定にも影響があったと判断していますので、相応の負担をお願いしていきたいと判断しているところです。したがって、事務局としては、改定金額は適用するが一般用と異なり、10m³分を基本料金にする特殊料金を新たに設定にして、収入を維持したいと考えております。

審議委員会の意見を伺います。合わせて、改定の方向性についても意見のとりまとめをお願いします。

会 長：(4)リゾートマンション料金について、意見や質問はありませんか。

F 委 員：リゾートマンションの料金改定をすると2,000万円減額になるということで、リゾートマンションを特殊料金にするということは、減額を避けると感じられるのですが、リゾートマンションの方は納得するのでしょうか。

水道課長：リゾートマンションの方には、まだ説明をしていません。審議委員会において、一律の料金として例外を設けないことを基本に検討してきました。リゾートマンション使用者のように、週末だけ、何か月に1回、冬場だけのような特別な方と、普段毎日暮らしている私たちは、全く異なる水道の使い方なため、一般市民の皆さんと区別をして、水道料金の設定をする必要があるのではないのでしょうか。水道施設は、365日維持していかなければならないので、その部分をリゾートマンションの方からご負担していただきたいので、この改定案で対応していきたい。この減額部分を市民の全体で負担することにしないで、マンションの皆さんからは、負担をお願いしていきたいと思えます。

上下水道部長：旧塩沢町で広域水道の水が供給される時、マンションの必要量を加えて浄水供給をする計画でしたので、それなりの大きな投資をしてきました。この投資部分が回収できてないということもあります。例えば、水道管の耐用年数は40年で、40年で費用を減価償却してきています。いま、二十数年しか経過していないので、経費を回収しきれてないということです。もう少しマンションの方については、経費をご負担していただきたい。もう1つは、水道には休止手続きがあります。水道を使用しない間料金が発生しません。当時は、マンションは休止ということは無かったのですが、新型コロナの関係で現在、休止を認めている。休止にして使用しなければ、水道料金はかからないので、マンションの対策の1つになっています。

米山税理士：マンションですが、部長から説明がありましたが、一時的に水道を使用する人とマンションをアパートのように使用している人がいると思います。マンションに入居している人で住民税を納付している人はどのくらいいるのでしょうか。

上下水道部長：現在、マンションをアパートのように使用している方もいらっしゃいます。

その件数について把握はしていません。そういう方がいることは承知しています。その方については何らかの手当は必要であると考えています。

米山税理士：住民税を納付しているのであれば、一般のアパートに住んでいる方と同じ扱いをせざるを得ないと思います。マンションに一時的に来る方で、リゾート的な使い方をしている人と、そこを居住地として住んでいる人とでは違うと思います。リゾートマンションに対し一律に網をかけるのではなく、アパートのような使い方をされている方については、一般の料金設定を適用すべきだと思います。

上下水道部長：マンションの料金については、中身を詰めていきたいと思っています。

会長：リゾートマンションについては、米山税理士さんの言うとおりで。マンションに実際に住んでいる方もいます。ただ、実際に住んでいなくても広報誌が配達されています。色々な面で市民並のサービスをしています。今後、マンションに住む人が増加してくることも検討しなければなりません。湯沢町の移住者はマンションに住んでいる人は増えていると言うことで、人口増になっていますので、湯沢町のマンションとの関係も、調査をしていただければと思います。規制をかけることも大事ですが、もっと住みやすい環境を作り、南魚沼市に移住者を増やしていくという施策に使えばよいのではないかと。厳しい経済情勢なので、施策的に考えて南魚沼市で定住者を増やしていくことも、料金改定の考え方の中にいれていただきたい。マンション料金が、先ほど審議した福祉減免同様、マンション料金だけが、強調されることのないように、しっかり説明をしてもらいたいです。また、マンションの管理組合が内容を把握しているようですので、話をするのもいいと思います。

会長：(4)リゾートマンション料金の検討について、事務局の基本方針を承認してよろしいでしょうか。

委員：「異議なし」

会長：次に、(5)繰入金の検討と今後の方針について説明願います。

水道課長：資料12Pをご覧ください。長くなりましたが、最後の検討項目です。12P(5)繰入金の検討と今後の方針です。先に上段を説明します。前回の検討と今日の検討でも、大口使用者の値上げ率を軽減する一般会計繰入金を要望する

よう意見がありました。事務局の一般会計繰入金の要望方針をお示します。

- ・メーター25mm以上の使用者の平均改定率29.3%について、値上げが段階的に実施できるように一般会計に対して値上げ緩和の繰入金を要望いたします。試算の結果、繰入金5,000万円で、約3%の値上げを抑えることができることがわかりましたので、令和9年度まで総額で1億5,000万円の繰入金を要望する方針です。従って、約10%の値上げを繰入金で軽減する方針です。但し、繰入金は政策判断にもとづく措置になりますので、将来にわたり継続して措置されることが約束されるものではありません。

繰入金について、意見の取りまとめをお願いします。

会 長：(5)繰入金の方針について意見や質問はありませんか。

A 委 員：繰入金の金額について、水道審議会で決定してもよいのですか。

上下水道部長：審議委員会で繰入金の額を決めるわけではありません。

例として、一般会計から5,000万円繰入をしてもらうと、3%下ります。また、1億5,000万円繰入をもらうと、約10%下がる計算になります。審議委員会では、一般会計からの繰入金の要望を承認するか、しないかを決定していただければと思います。

A 委 員：わかりました。林市長も水道の施策について水道料金を引き下げたいと言う気持ちがあるので、私は、一般会計からの繰入金をお願いしたいです。

F 委 員：水道課としては、一般会計から5,000万円を繰り入れてもらうと、3%の引き下げが出来るということですか。3%は何か根拠があるのですか。施策でもあるので、当然、議会の承認も必要となるかと思いますが。

水 道 課 長：水道課で試算した結果が5,000万円繰入をしたら3%でした。繰入金が
多いほど助かりますが、すべて繰入金に頼ることは難しいです。繰入金
5,000万円で3%軽減を基準にしながら、適正な改定率を決めていきたい。また、他の市町村も水道料金の改定をして、段階的に改定していく市町村
もありますが、改定率は2割程度に抑えているようです。2割程度の改定率に
抑えたいと考えています。このため、1億5,000万円の繰入金を目標に、
一般会計担当部との交渉に臨みたいと思っています。

上下水道部長：平均改定率を3割から2割にしたいということもありますが、参考にしたの

は、平成30年度から料金一律減免を3年間実施した時の一般会計からの繰入金で年額5,000万円、3年間1億5,000万円を繰入れ、基本料金を220円減免した制度です。その時の繰入額をベースに考えて検討したところ、5,000万円繰入をしてもらうと平均改定率が3%下がる結果になりました。

会長：(5)繰入金の検討について、今回の水道料金改定は、口径別水道料金体系に変更するが、大口使用者の水道料金激変緩和で、一般会計からの繰入金を要望するという方針を承認してよろしいでしょうか。

委員：「異議なし」

会長：次に、(5)繰入金の検討と今後の方針の下段について説明願います。

水道課長：資料12Pの下段をご覧ください。今後の方針になります。今回の料金改定は、令和5年度から9年度までの5年間が対象です。よって、令和10年度以降は改めて「総括原価」を算出して、水道事業の収支を確認する必要があります。そして、必要があれば料金改定の検討をすることになります。これは、期間を区切ることによって、定期的に水道事業収支を確認して、経営の現状に即した料金を設定することを可能にします。今後、水道事業の健全な発展と給水サービスの低下を招かないために必要な水道料金に対する方針です。水道料金の適正化を図るためにも、今後この方針を進めていくことについて、意見の取りまとめをお願いします。

米山税理士：この水道料金の会議に出席してわかったことは、建設費（設備投資）が高額であったため、それを回収するための料金設定が必要になったことです。ランニングコストは、それほどでもないが、莫大な工事費を回収するために水道料金が高いということです。今後の、施設や管の更新等で設備投資をする場合、出来る限り安価な方法で実施して、市民の負担を軽減できるような財源的を活用できればよいと思います。

1つの例として、ふるさと納税などの財源を活用して、施設や管等の更新をすれば、全市民がその恩恵を受けることになると思います。ふるさと納税の本来の趣旨にあった使い方になるのではないかと思います。

ふるさと納税を活用できれば、全市民がその利益を享受でき、恩恵を共有できると思います。全市民とは、現在の市民と将来生まれてくる子どもさすので、お金の使い方としては有効になるのではないかと思いますし、この方策により水道料金の圧縮ができるのではないかと思います。

上下水道部長：水道事業は、国からの補助金はあまりなかったですが、現在は幾つか国の補助制度があるので、その補助金を活用して財源を確保することをしてしています。もう1つは、他事業と同時施工して経費を節減しています。具体例をあげると、下水道や道路改良と一緒に工事をするので、水道課単独で工事をするよりも経費が安くなるため、取り組んでいるところです。ふるさと納税の活用については、資金もあるようなので相談しながら対応を決めていきたいと思っています。

会 長：審議委員会の皆さんから色々と審議いただいています。この旧広域水道の過大投資は、民間では倒産していると状況だと思います。水道事業なので、どうしても維持をしていかなければならない状況の中にあり、かなりご苦労されていると思います。抜本的な解決がどこかに見えないと、市民に不安が残ると思います。それは、非常用を常用水源に変えて、小さい規模で水道を運営していくことや、今までの借金返済にどう対応していくのか、大きな目安というものを、市長または水道課で示すということを考えていただきたい。

会 長：(5)今後の方針については、この方針でよろしいでしょうか。

委 員：「了承する」

会 長：次に、3. 審議委員会のスケジュールについて説明願います。

水 道 課 長：資料1 13Pをご覧ください。今後の審議委員会のスケジュールを確認します。次回、9月28日に改定水道料金最終案の確認と今までの審議会の意見の取りまとめ確認を内容にしていきたいと考えております。また、最終第6回の内容も合わせて確認をお願いします。

会 長：審議委員会のスケジュールについて、意見や質問はありませんか。

委 員：「なし」

会 長：議事（２）その他

水道課長：長時間にわたり審議ありがとうございました。ほかに全体を通して、質問や意見はありませんでしょうか。

委員：「なし」

上下水道事業審議委員会を閉会

以上